

令和8年度第1回大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・ チーム会議の開催について

1 趣 旨

デジタル社会に対応する人材の育成やデジタル田園都市国家構想に係る取組の推進、さらには市全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進等を目的として、市では、外部の専門人材である「大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官(CDO補佐官)」・「大船渡市デジタル推進アドバイザー」の設置や、入庁後5年以内の職員等を対象とする「大船渡市DX人材育成塾」の実施など、様々な取組を展開しています。

令和4年度から実施している、庁内の部署を横断して若手職員が参画する「大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム」(以下「プロジェクト・チーム」という。)では、庁内・地域課題の解決に向けた研究を進めてきました。

このたび、令和8年4月1日付の人事異動に伴い、プロジェクト・チームの班員を新たに任命し、令和8年度第1回プロジェクト・チーム会議を開催します。

2 日程等

令和8年度第1回プロジェクト・チーム会議

- (1) 日 時 令和8年4月22日(水) 午後1時30分～
- (2) 場 所 大船渡市役所本庁 地階大会議室
- (3) 内 容 プロジェクト・チームに対する副市長訓示
磯崎靖彦・CDO補佐官による講話
グループワーク ほか

磯崎靖彦氏 大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官(CDO補佐官)

兼 大船渡市デジタル推進アドバイザー

- ・ソフトバンク株式会社 公共本部 東日本公共統括部 東北公共営業部 参与
- ・令和4年7月20日 大船渡市デジタル推進アドバイザーに委嘱
- ・令和7年9月30日 大船渡市最高デジタル変革責任者補佐官に委嘱

※「大船渡市とソフトバンク株式会社とのDX推進及び教育支援に関する連携協定」(令和7年8月6日締結)を基盤として、市全体のDXを推進するため、DXに関する施策の先進的な事例の情報提供及び助言などを行うもの

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム設置要綱

(設置)

第1条 地域課題の解決に向けたデジタル技術の活用及びデジタル田園都市国家構想に係る取組の推進に寄与するため、大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム（以下「研究プロジェクト・チーム」という。）を設置する。

2 研究プロジェクト・チームは、プロジェクト・チーム規程（昭和50年大船渡市訓令第3号。以下「規程」という。）第2条に規定するプロジェクト・チームとする。

(所掌事項)

第2条 研究プロジェクト・チームの所掌事項は、次のとおりとする。

(1) デジタル技術を活用した先進的な事例の調査及び研究に関すること。

(2) デジタル技術活用の提案に関すること。

(3) その他前条第1項に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 研究プロジェクト・チームは、班長、副班長及び班員をもって組織する。

2 班長は、企画政策部デジタル戦略課課長補佐を、副班長は、企画政策部デジタル戦略課係長をもって充てる。

3 班員は、次のいずれにも該当する者の中から市長が指名する者をもって充てる。

(1) 係長、主任又は主事級の職員であって、デジタル技術の活用・普及に意欲的に取り組む意思がある職員

(2) その他前条に規定する所掌事項を適正に遂行すると認められる職員

(アドバイザー)

第4条 専門の事項に関し助言を求めため、研究プロジェクト・チームにアドバイザーを置くことができる。

(職務)

第5条 班長は、研究プロジェクト・チームを総理する。

2 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究プロジェクト・チームの会議（以下「会議」という。）は、班長が招集し、議長となる。

2 会議は、その目的により班員の一部をもって開くことができる。

3 班長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告等)

第7条 研究プロジェクト・チームの事務の進行状況の報告等は、規程第7条に定めるところによる。

(関係課等の協力義務)

第8条 研究プロジェクト・チームの事務に関係のある課等は、規程第8条に定めるところにより、研究プロジェクト・チームの運営に積極的に協力しなければならない。

(設置の期間)

第9条 研究プロジェクト・チームの設置の期間は、設置した日から市長が解散を命ずる日までとする。

(解散)

第10条 研究プロジェクト・チームは、規程第10条第1項の規定によりその成果を市長に報告し、

同条第2項の規定による市長の命により解散するものとする。

(庶務)

第11条 研究プロジェクト・チームの庶務は、企画政策部デジタル戦略課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究プロジェクト・チームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年7月29日決裁)

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

▼大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム▼

<https://www.city.ofunato.iwate.jp/archive/p20250630101938>

大船渡市デジタル創生研究プロジェクト・チーム

任命年月日：令和8年4月1日

※所属、職名はいずれも令和8年4月1日付人事異動内示によるもの。

■班長及び副班長（設置要綱第3条第2項：充て職）／4名

	所 属	職 名	氏 名	摘 要
1	企画政策部デジタル戦略課	課長補佐	大津 泉	班長
2	企画政策部デジタル戦略課	係長	及川慎一郎	副班長
3	企画政策部デジタル戦略課	係長	新沼圭史郎	副班長
4	企画政策部デジタル戦略課	係長	小田 慎悦	副班長

■班員（設置要綱第3条第3項による指名）／18名

	所 属	職 名	氏 名	摘 要
1	企画政策部企画調整課	主任	森 拓真	
2	企画政策部デジタル戦略課	主事	平田 将大	
3	企画政策部デジタル戦略課	主事	今井 俊	
4	総務部総務課	主事	熊谷 祐希	
5	総務部税務課	主事	福田 晃菜	
6	総務部危機防災対策課	主事	新沼 湧陽	
7	総務部契約検査室	主事	小岩 泰斗	
8	協働まちづくり部生涯学習課	主任	田中 瑛大	
9	市民生活部市民環境課	主事	佐藤 琉晟	
10	保健福祉部地域福祉課	保健師	吉野 未夢	
11	保健福祉部地域包括ケア推進室	主任	岩脇 奈美	
12	商工港湾部商工企業課	主任	板林 祐也	
13	商工港湾部観光交流課	主任	志田 成美	
14	都市整備部建設課	主任技師	横井 咲絵	
15	都市整備部住宅管理課	主事	金野 雅仁	
16	会計課	主事	村上 知歩	
17	上下水道部下水道課	主事	伊藤 全矢	
18	教育委員会事務局教育総務課	主事	廣田 子龍	